

※趣旨、詳細等については福岡北九州高速道路公社に確認してください。

道路占用の許可基準（抜粋）

○道路（高架下） 占有が可能となる物件

高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

○許可基準

- ・ 高架の占有により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。（中略）
- ・ 占有物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
- ・ 天井は、必要強度のものとし、必要な消化施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。
- ・ 天井は、原則として高架の道路の桁下から 1.5m 以上空けること。
- ・ 壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から 1.5m 以上空けること。
- ・ 占有物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生するおそれのある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。
- ・ 高架の道路からの物件の落下等高架下の占有に危険を生ずるおそれのある場合においては、占有主体（占有許可を受けて利用する者）において安全確保のため必要な措置を講ずること。
- ・ 高架下から車道への飛び出し事故等を防止するため安全策が十分に講じられていること。
- ・ 次に掲げる物件の占有は、許可しないものとする。
 - ① 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用ためのもの。
 - ② 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。
 - ③ 公序良俗に反し、社会通念上不適當であるもの。

※趣旨、詳細等については福岡北九州高速道路公社に確認してください。

道路占用許可の条件（抜粋）

占 用 許 可 の 条 件

（占用目的等の変更）

第 1 条 占有者は、占用目的、期間、場所及び工作物、物件又は施設の構造等について、許可申請書及び許可書に掲げられた事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

（占用許可の表示）

第 2 条 占有者は、占用許可の期間中、許可年月日、許可番号、許可期間及び占有者の住所、氏名を表示した標札を見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、掲示することが困難な場合又はその他の事由により理事長の承認を受けたときは、この限りでない。

（期間満了後の手続）

第 3 条 占有者は、占用期間満了後は、速やかに占用物件を撤去し原状に回復しなければならない。
なお、引続き占用しようとするときは、その期間満了の日 30 日前までに更新許可申請書を提出し、理事長の許可を受けなければならない。

（占用物件の管理）

第 4 条 占有者は、占用物件の維持、修繕につとめ、破損、汚損等によって美観、交通、その他道路管理上支障をきたさないようにしなければならない。

2 道路構造物に損傷を与えないこと。

3 占有者は、理事長の指示があった場合は、フェンス等の施設を設け占用地を明示するとともに、門扉には鍵を掛け、関係者以外立入ることができないよう措置を講じなければならない。

（届出事項）

第 5 条 占有者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく理事長に届け出なければならない。

(1) 占有者は、その住所を移転し、又はその氏名を変更したとき。

(2) 占有者である法人が解散又は合併したとき。

(3) 占用の期間を短縮し、又は占用を廃止しようとするとき。

2 占有者は、占用物件の維持、修繕、改築、撤去等のため道路を掘削しようとするときは、あらかじめ理事長に届けでなければならない。

（権利義務の承継）

第 6 条 相続又は法人の合併によって、占有者の権利義務を承継しようとする者は、遅滞なくその旨を理事長に申請して許可を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第 7 条 占有者は、占用に関する権利を他人に譲渡し、貸与し、若しくは担保に供し又は占用物件を他人に使用させ、若しくは管理させてはならない。

（損害賠償）

第 8 条 占有者は、占用物件の管理又は掘削工事により道路の損傷又は第三者に損害を与えたときは、ただちにその内容を理事長に報告し、その一切の損害を賠償しなければならない。

（立入調査）

第 9 条 道路の管理上必要が生じた場合には、占用物件その他占用地内に公社職員が立入調査することができる。

（費用負担）

第 10 条 占有者がこの許可条件を履行するために必要な費用は、占有者の負担とする。

（検査）

第 11 条 占有者は、占用物件の設置、移設又は撤去等の工事完了後すみやかに理事長の確認検査を受けなければならない。

（道路使用許可条件）

第 12 条 占有者は、道路占用に係る所轄警察との協議を要する場合においては、所轄警察の道路使用許可条件を厳守しなければならない。

（占用許可の取消等）

第 13 条 理事長は、次の各号の一に該当する場合は、道路法第 71 条の規定に基づき占用許可の取消、原状回復等を命ずることがある。

(1) 占用物件の設置又は管理について、法令及びこの許可条件に違反するとき。

(2) 占用物件が道路管理上支障を生じたとき。

(3) 当該占用地を公社が業務上必要とするとき。

※趣旨、詳細等については福岡北九州高速道路公社に確認してください。

(占用地内の工事の容認)

第 14 条 公社が行う占用地内における各種工事の施工については、公社が占有者に通知することとし、占有者はこれを容認し、かつこれを妨げないものとし、当該工期中に占有者の受ける損失については、公社はこれを補償しない。

(占有物件の移転等の措置)

第 15 条 占有者は、道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合は、自らの費用負担により占有物件を改築、移転、除却その他必要な措置を取らなければならない。

(災害等の場合の措置)

第 16 条 道路が災害その他不可抗力によって破損し、その結果、占有施設等を損傷した場合は、占有者において措置するとともにその費用も負担するものとする。

○その他の条件（個別条件）

- ・ 現況フェンスの補修等は占有者にて行うこと。
- ・ 公社が行う点検時等において占有物件を必要とする時はその一部を使用させること。
- ・ 上記の場合で占有物件を公社が使用した際の補償等について占有者が請求することはできないものとする。
- ・ 占有物件内における管理瑕疵については占有者が一切の責任を負うものとする。